

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年12月27日 19時52分ごろ
発生場所	山口県周防大島町沖家室島南方沖 センガイ瀬灯標から真方位036° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 50.2′ 東経132° 22.7′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船日扇丸は、南西進中、また、貨物船長愛丸は、西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 日扇丸、498トン 143792、芝興マリン有限会社、センコー汽船株式会社 B 貨物船 長愛丸、369トン 140549、長坂汽船株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板及び左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板及び右舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、2台のレーダーを作動させ、法定灯火を表示し、約12.2ノット（kn）の速力で沖家室島南方沖を南西進していた。 A船は、単独で船橋当直中の船長Aが、左舷方から接近するB船を目視で認めたが、A船を右舷方に見るB船がA船を避けてくれると思い、船首方の見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、2台のレーダーを作動させ、法定灯火を表示し、約8.8knの速力で沖家室島南方沖を西南西進していた。 B船は、単独で船橋当直中の船長Bが、右舷正横よりやや後方から接近するA船をレーダーと目視で認めたが、B船よりも速力の大きいA船がB船を避けて追い越して行くと思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、南西進中、船長Aが、B船を左舷方に視認した際、A船を右舷方に見るB船がA船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で

	<p>航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西南西進中、A船を右舷後方に視認した際、B船よりも速力の大きいA船がB船を避けて追い越して行くと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南西進中、B船が西南西進中、船長Aが、B船を左舷方に視認した際、A船を右舷方に見るB船がA船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、A船を右舷後方に視認した際、B船よりも速力の大きいA船がB船を避けて追い越して行くと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、一見しただけで早計に見合い関係を判断することなく、その後も動静を監視し、衝突のおそれがあるときは、早期に避航のための措置を採ること。